

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	はあと介護支援センター
事業者指定番号	0570106005
所在地	秋田県秋田市添川字地ノ内143-5
管理者の氏名	石川 百代（主任介護支援専門員）
電話番号	018-884-1896
FAX	018-884-1886
サービス提供地域	秋田市 ※地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員）常勤1名
介護支援専門員 常勤2名

(3) サービス提供の時間帯

平日	8:30～17:00
休業日	土・日・祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日

サービス提供の時間帯以外・休業日は、携帯電話にて、24時間の連絡が可能。

(4) 事業所であわせて実施するサービス

サービスの種類	旭川デイサービスセンター（通所介護）
介護保険指定番号	0570106054
サービスを提供する地域	秋田市

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

この指定居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

市町村及び他の指定居宅介護支援事業者・サービス事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画作成開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に提供し、利用者によるその選択を求めるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点をあきらかにし、利用者が自立した日常生活を営めるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、会議の招集や照会等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求める事が出来るものとする。
- (5) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について、また、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができる事等を説明し、文書により利用者の同意を得る。
- (6) 介護支援専門員はケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、利用者またはその家族等に対し、前6か月間に作成した当事業所の居宅サービス計画書の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）がそれぞれ位置づけられたケアプランに位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合について、別紙とともに説明を行い、理解を得る。
- (7) 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画を利用者及び当該計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者に交付する。

4 利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各市区町村の窓口に出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

- (2) 交通費
1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただくことがあります(自動車を利用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた時点から、片道おおむね20キロメートル未満は1,000円、片道おおむね20キロメートル以上は3,000円)。
- (3) 利用者負担金のお支払い方法
事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、翌月末日までに現金により支払います。
- (4) 領収書の発行
事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。
- (5) その他
要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります(用紙サイズ関わらずに一枚10円)。

5 事故対応

支援事業所は、利用者に対して事故が発生した場合は速やかに家族、サービス事業所に連絡、必要な処置を取ります。又、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は損害を賠償します。ただし、支援事業所に故意過失が無かったことを証明した場合はこの限りではありません。

6 キャンセル料

利用者は契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7 秘密保持

- (1) 支援事業所及び支援事業所の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもりません。契約終了後も同様です。
- (2) 支援事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

8 虐待の防止

支援事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を艇規定に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

9 感染所の予防及びまん延防止

支援事業所は感染所の予防及びまん延防止のために、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催(6か月に1回以上)するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

10 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び居宅介護ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的当該計画を見直しと必要に応じた変更を行います。

11 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

12 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次のとおり対応いたします。

当事業所ご利用相談室	(窓口)	介護支援専門員 田澤 佐登美	018-884-1896
		介護支援専門員 成田 明美	018-884-1896
	(責任者)	主任介護支援専門員 石川 百代	018-884-1896

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

秋田市介護保険課	電話番号	018-888-5672
秋田県国民健康保険団体連合会	電話番号	018-883-1550

13 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別：有限会社 ケアマネジメント

代表者名：代表取締役 照井 仁

本社所在地・連絡先：秋田県秋田市添川字地ノ内143-5 018-884-1881 FAX 018-884-1886

<事業者>

秋田市指定介護保険事業者番号 0570106005
はあと介護支援センター

秋田県秋田市添川字地ノ内143-5
有限会社 ケアマネジメント
代表取締役 照井 仁